

大阪市の回答

内が私たちの要求内容で、その下に大阪市の回答を並べています。

子どもに「教育への権利」を！大阪教育研究会

(1) 貧困実態下にある子どもとその家族および障がいや外国にルーツのある子どもとその家族等に対する具体的な支援を行うために、当該の子どもの保護者及び支援者・機関などからの聞き取りを含む本格的な実態調査と要望調査を行うこと。

こどもたちの未来が生まれ育った環境によって左右されることなく、自分の可能性を追求できる社会の実現をめざし、行政が的確な施策を行うため、正確に現状を把握する必要があることから、平成28年6月27日から7月14日にかけて、子どもの生活に関する実態調査を行いました。

調査項目については有識者の意見を伺いながら検討し、また調査対象につきましては中学校2年生と小学校5年生、市内幼稚園や保育所等の5歳児クラスの約6万世帯とした、全国的にも非常に大規模なものであり、これによりこどもたちの詳細な実態が把握できるものと考えております。

さらに中学校2年生と小学校5年生の調査では、親子の回答表をひも付けすることで、こどもの生活習慣や学習習慣について、世帯状況との関係性等により詳細な把握・分析ができるようにしています。

昨年9月30日に実態調査の速報値単純集計結果を公表、現在、こどもたちの生活実態と家庭の状況の関係性などの詳細な分析を行っており、分析結果は4月以降公表する予定です。

本格的な取り組みについては、詳細な分析結果をもとに平成30年度以降の予算に反映することとなりますが、実態調査の速報値等から生活習慣の未定着、学習習慣や自己肯定感の欠如などが明らかになったことから、平成29年度は、これらに対応する取り組む施策として「学習習慣の定着」、「居場所づくり」等をこどもの貧困対策関連事業（重点的に取り組むもの）としてできるところから施策を推進してまいります。

次に、支援を必要とする様々な困難を抱える家庭の状況把握についてですが、実態調査を補完し、より正確な実態と必要な支援策を把握するため、各区単位で小中学校・支援機関等を対象にした調査も行いました。この調査も含めて、各区役所における今後の施策立案の基礎資料とすることとしています。

必要な施策等の検討につきましては、平成28年2月に市長を本部長とする大阪市こ

もの貧困対策推進本部会議を設置し、その中で有識者や地域団体の方、学校関係者に出席いただくことなどにより、ご助言・ご意見等を伺っております。今後もこの推進本部会議などを活用しながら、各方面からのご意見を聴取し、今後の施策に活かしてまいります。

今後とも本市こども青少年行政に対しまして、ご協力賜りますようお願いいたします。

(2)生活保護の支給基準の運用を改善し対象者を拡大すること。

生活保護は、国が生活に困窮するすべての国民に対して、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを活用することを要件に、最低限度の生活を保障するとともに、自立を助長することを目的としています。保護の基準や程度、要件、審査基準、支給方法等、事務の細部に至るまで法或いは施行規則等で定められており、地方自治体の裁量の余地は無いものとなっています。

(3)ひとり親家庭に児童扶養手当を周知し申請しやすい環境を整備すること。児童扶養手当を増額し、希望者に毎月の分割支給を実施すること。ひとり親家庭の医療費を無料化すること。

【児童扶養手当について】

児童扶養手当は、ひとり親家庭等における家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するとともに、児童の福祉の増進を図ることを目的とし、全国一律の制度として、「児童扶養手当法」及び「児童扶養手当法による児童扶養手当の額等の改定の特例に関する法律」に基づき支給されます。平成28年8月分からは、児童扶養手当法改正により、第2子・第3子以降の加算額が拡充されたところです。

支給月につきましては、児童扶養手当法第7条第3項に基づき、毎年4月・8月・12月の3期となっております。

手当額の決定・支給にあたっては、上記のとおり国の定める基準に従って行っているところですので、何とぞご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

また、児童扶養手当の制度内容につきましては、厚生労働省ホームページや本市ホームページのほか、本市で発行している「児童扶養手当しおり」「ひとり親家庭等サポートブック」によりご案内しております。申請につきましては、お住まいの区役所において受け付けており、毎週金曜日の窓口延長（19時まで）や、毎月第4日曜日の窓口開庁を実施し、より利用しやすい窓口サービスに努めております。

今後とも、本市におけるひとり親家庭等を取り巻くさまざまな状況を鑑み、国の動向をふまえながら、児童扶養手当の適正な認定・支給に努めてまいりますので、ご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

【ひとり親家庭医療費助成制度について】

本市のひとり親家庭医療費助成制度は、大阪府の補助金交付要綱のもと実施しており、平成16年11月の大阪府の制度改正において、将来的に持続可能な制度とする観点から、1医療機関ごとに入・通院各1日あたり500円以内で、月2日を限度に一部自己負担額をご負担いただくこととなり、本市においても同様の制度改正を行ったところです。なお、一部自己負担額に月額2,500円の限度額を設け、同一月にご負担いただいた一部自己負担額の合計が限度額を超えた場合、申請により超過分の払い戻しを受けていただくことができます。

本市といたしましては、従前から大阪府市長会を通じて、国に対しまして、国の制度として福祉医療費助成制度を創設されるよう要望を行うとともに、大阪府に対しても補助対象の拡充について要望しているところであり、今後とも引き続き要望していきたいと考えております。

(4) 就学援助基準を生活保護に対する課税所得基準の1.3倍以上に改善すること。

就学援助は、経済的な理由により就学の機会がさまたげられることのないよう、学校教育法第19条に基づき実施しており、教育委員会で「大阪市児童生徒就学援助規則」を定め、認定を行っております。

就学援助の認否基準の一つである世帯の所得の基準額につきましては、国の生活扶助基準に基づき算定された、前年度4月1日現在の本市生活保護基準額をもとに積算を行い、生活保護世帯の1年間の平均的な生活費を算出し、設定を行っております。

(5) 就学援助費の中の入学準備補助金を増額し4月支給を実現すること。

本市の就学援助は、年度当初の一斉受付を3月中旬（早期申請）及び6月末（一般申請）に行っており、審査結果通知については、5月末（早期申請）及び8月末（一般申請）に行っております。「入学準備補助金」は、就学援助費の支給費目のひとつであり、支給につきましても、他の費目と同様に就学援助認定後に支給を行っております。

また、就学援助費の支給内容につきましては、財政的にも厳しい状況ではありますが、国及び他都市の動向等、注視してまいります。

(6) 全中学校での自校調理方式・親子方式による完全給食を早急を実現すること。

現在、デリバリー方式で実施している中学校につきましては、小学校の給食室で中学校の給食も調理して配送する親子方式や自校調理方式などの学校調理方式へ、平成 31 年度 2 学期までに市内すべての中学校を移行してまいります。

(7) 就学援助費で中学校給食費の全額を保障すること。

中学校給食にかかる就学援助費につきましては、就学援助のほかにも子育てや教育環境の整備に向けて、様々な施策を実施していることから、2分の1での支給率としております。

(8) 給食費の完全無償化を実現すること。

給食費にかかる食材料費につきましては、学校給食法第 11 条第 2 項において、学校給食を受ける児童の保護者の負担とされていることから、保護者の方々から給食費をいただいております。給食につきましては栄養バランスや食材料費等を考慮し献立を作成しており、食材の調達につきましてはスケールメリットを活かした購入を行い、負担軽減に努めております。

また、経済的な理由で給食費を支払うことが困難な方につきましては、就学援助制度により給食費の補助を行っております。

今後とも、安心・安全でおいしい学校給食の提供が効率的に実施できるよう進めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。